明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○船員法施行規則の一部を改正する省令（国土交通一一二）　一
〔告　示〕
○食品衛生に関する監視指導の実施に関する指針の一部を改正する件（消費者庁・厚生労働一）　一
○興行場営業の振興指針の全部を改正する件（厚生労働五一）　八
○旅館業の振興指針の全部を改正する件（同五二）　一五
○浴場業の振興指針の全部を改正する件（同五三）　二三
○飲食店営業（めん類）の振興指針の全部を改正する件（同五四）　三
○航海当直基準の一部を改正する告示（国土交通二三五）　三九
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　四〇
特殊法人等
工事一部完了（東日本高速道路株式会社・中日本高速道路株式会社）関係
地方公共団体
行旅死亡人、公示送達関係
会社その他
会社決算公告

省令

○国土交通省令第十二号

船員法（昭和二十二年法律第百号）第十四条の四の規定に基づき、船員法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年三月五日

国土交通大臣　赤羽　一嘉

船員法施行規則の一部を改正する省令

船員法施行規則（昭和二十二年運輸省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（航海当直の実施）	（航海当直の実施）
第三条の五　（略）	**第三条の五**　（略）
②　前項第二号に掲げる船舶以外の船舶の船長は、航海当直をすべき職務を有する者に対し、酒気帯びの有無について確認を行うとともに、当該者が酒気を帯びていることを確認した場合には、当該者に航海当直を実施させてはならない。	（新設）
（航海当直部員を乗り組ますべき船舶）	（航海当直部員を乗り組ますべき船舶）
第七十六条　法第百十七条の二第一項の国土交通省令で定める船舶は、第三条の五第一項各号に掲げる船舶以外の船舶及び同項第一号に掲げる船舶であつて総トン数七百トン以上の船舶とする。	**第七十六条**　法第百十七条の二第一項の国土交通省令で定める船舶は、第三条の五各号に掲げる船舶以外の船舶及び同条第一号に掲げる船舶であつて総トン数七百トン以上の船舶とする。

附　則

この省令は、令和二年四月一日から施行する。